## (厚生労働委員会)

母子及び 寡 婦 福 祉 法 等の 部 を · 改 正 する法 律 案 第百五  $\overline{+}$ · 四 回 玉 会閣法第六六号)(衆議 院 送

## 付)要旨

本 法 律 案 は、 近 年に お け る 離 婚 の 急增等母子家庭 ! 等をめぐる諸 状況 の 変化 に か h が み、 母子家 庭 <del>答</del> の 自 立

を 促 進 す る た め、 総 合的 な 母 子家 庭 等 対 策 を 推 進 す る 環とし て、 子 育 て支援 の 充 実、 就 業 支 援 の 強 化、 扶

養 義 務 の 履 行 の 確 保、 児 童 扶 養手 , 当 制 度 の 見 直 U 等 の 措置 を講じようとするもので あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次

のとおりである。

## 一、子育て支援の充実

市 町 村 は 保 育 所 に 入所する児童を選考す る場合には、 母子家庭 等 の 福 祉が増進されるように 2特別 の

慮 を L な け れ ば ならないこととする。 また、 保護 者 の 疾 病 **等** の 場 合に · 児 童 の 保 :護を行う子育て短期 支援 事

業を 法 定化するとともに、 母子家庭等に対する日常生活支援 事 業 の 充実を図ることとする。

## 一、就業支援の強化

都 道 府県は、 母子家庭 の母等の雇 用 の促進を図るため、 母子福祉団体との連携の下に、 就 職 に関する総

配

合的 な 支援を行うことができることとする。 また、 都 道 府 県等は、 母 子 家庭 の 母 の 雇 用 の安定及び 就 職 の

促 進 を 义 る ため、 母子家 庭 の 母 又 は 事業主に対し、 母 子家 庭 自立 支援 給付 金を支給することができること

とする。

三、扶養義務の履行の確保

母 字 家 庭 等 の 児 童 の 親 は、 扶 養 義務 の 履 行 に 努 めるとともに、 当該児童 を監護 L な L١ 親 の 扶 養 義 務 の 履

行 の 確 保 に 努 め ることとする。 ま た、 玉 及 び 地 方 公共 4 体 ば そ の 履 行 を 確 保 す る た め に 広 報 そ の 他 適 切

な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

四、母子寡婦福祉貸付制度の拡充

母 子 寡 婦 福 祉 貸 付 金 の 貸 付 対 象として、 母 子家 庭 の 児童 本人及び 母子家庭 の 自 立 の 促 進 を図 る た め の 事

業 を 行う母子 福 祉 団 体 を 追 加するとともに、 特定 の 貸 付 金 の 貸付け を受け た者につい て、 所得 の 状 況 等 に

よりその一部の償還を免除できることとする。

五、児童扶養手当制度の見直し

児 童 扶 養手当の受給開 始から五年間を経過した場合には、 三歳未満 の児童 を監護する者、 障害者等に 適

切 な 配 慮をしつつ、手当額の一 部を支給しないこととする。 また、 手当の受給資格の認定の請求期限を五

年間とする規定を廃止することとする。

六、国及び地方公共団体における総合的な施策の推進

厚 生 一労 働 大 臣 は、 母子家庭 等 の 生活の安定と向上 の ため の 措置に関する基本 方針を定めることとし、

都

道 府 県等 は、 基 本 方針 に 即 ŕ 母 子 家庭 及び 寡婦 自 立 促 進 計 画 を策定 ŕ 又 は 変更しようとするときは

あ 5 か じ め、 母 子 福 祉 4 体 そ の 他 の 関 係 者 の 意見 を 反 映させるために 必 要な措置を講ずるとともに、 そ の

内容を公表することとする。

七、施行期日等

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

1

2 政 府 は、母子家庭等の児童 の親 の扶養義 務 の履行 を確保するための施策の在り方について検討を加え、

必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。